

香川自治会会則一部改正の概要

1 改正の趣旨

自治会長の職務激化を緩和するために代表副会長を新設するとともに、自治会長を適時に選出するために選任方法の変更について改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 代表副会長の新設

自治会長の職務の一部を分担する体制として、代表副会長を置く。

(2) 自治会長及び代表副会長の選任方法の変更

町内役員の人選が行われる前に役員選考委員会を設置して自治会長及び代表副会長の候補者を選出し、総代会で承認を得る。

(3) 施行は本改正案が総代会で可決決定された日からとする。

香川自治会会則の一部改正する会則新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(役員)</p> <p>第11条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会 長 1名</p> <p>(2) <u>代表副会長</u> 1名</p> <p>(3) 副 会 長 (町内会長) 4名</p> <p>(4) 理 事 28名</p> <p>(町内副会長、町内総務及び正副部長とする)</p> <p>(5) 代 議 員 32名</p> <p>(6) 監 事 2名</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 代表副会長は、<u>会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。</u></p> <p>3 副会長は、<u>会長及び代表副会長を補佐し、代表副会長事故あるときはその職務を代行する。</u></p> <p>4 総務担当理事は、本会の事業を把握し、役員会等の業務運営に当たる。</p> <p>5 会計担当理事は、本会の会計に関する事務を処理し、その結果について監事の監査を受けて、総代会に報告する。</p> <p>6 理事は、会長の委任する事項に関する会務を処理する。</p> <p>7 代議員は、組長の代表として、組長と密接な連携を図る。</p> <p>8 監事は、本会の会計を監査し、その結果を総代会に報告する。</p>	<p>(役員)</p> <p>第11条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会 長 1名</p> <p>(2) 副 会 長 (町内会長) 4名</p> <p>(3) 理 事 28名</p> <p>(町内副会長、町内総務及び正副部長とする)</p> <p>(4) 代 議 員 32名</p> <p>(5) 監 事 2名</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 副会長は、<u>会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。</u></p> <p>3 総務担当理事は、本会の事業を把握し、役員会等の業務運営に当たる。</p> <p>4 会計担当理事は、本会の会計に関する事務を処理し、その結果について監事の監査を受けて、総代会に報告する。</p> <p>5 理事は、会長の委任する事項に関する会務を処理する。</p> <p>6 代議員は、組長の代表として、組長と密接な連携を図る。</p> <p>7 監事は、本会の会計を監査し、その結果を総代会に報告する。</p>

<p>(役員の選任)</p> <p>第 1 3 条 <u>会長及び代表副会長は、別に定める香川自治会役員選考委員会細則により推薦し、総代会において承認を得て選任する。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(総代会)</p> <p>第 1 5 条 (略)</p> <p>2 総代会は、町内役員のうち第 3 3 条第 1 項第 4 号から第 1 4 号に規定する役員 (以下「総代」という。)をもって当てる。但し、第 11 条第 1 号から第 4 号までの役員は除く。</p> <p>(町内役員の兼任等)</p> <p>第 3 4 条 (略)</p> <p>2 町内会長は、第 11 条(役員)第 3 号の副会長を兼任する。</p> <p>3 町内副会長及び町内総務は、第 11 条(役員)第 4 号の理事を兼任する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(部会長及び副部会長の職務及び兼任)</p> <p>第 4 2 条 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 正副部会長は、第 11 条(役員)第 4 号の理事を兼任する。</p>	<p>(役員の選任)</p> <p>第 1 3 条 <u>会長は、総代会において会員のうちから選任する。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(総代会)</p> <p>第 1 5 条 (略)</p> <p>2 総代会は、町内役員のうち第 3 3 条第 1 項第 4 号から第 1 4 号に規定する役員 (以下「総代」という。)をもって当てる。但し、第 11 条第 1 号から第 3 号までの役員は除く。</p> <p>(町内役員の兼任等)</p> <p>第 3 4 条 (略)</p> <p>2 町内会長は、第 11 条(役員)第 2 号の副会長を兼任する。</p> <p>3 町内副会長及び町内総務は、第 11 条(役員)第 3 号の理事を兼任する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(部会長及び副部会長の職務及び兼任)</p> <p>第 4 2 条 (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 正副部会長は、第 11 条(役員)第 3 号の理事を兼任する。</p>
--	---

香川自治会会則の一部改正に伴う参照細則（案）

香川自治会役員選考委員会細則（案）

（趣 旨）

第1条 この細則は、香川自治会会則（以下「会則」という。）第13条第1項に規定する香川自治会役員選考委員会（以下「選考委員会」という。）について、組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条 選考委員会は、自治会全役員のうち自治会長（以下「会長」という。）、代表副会長の任期満了に伴う次期役員を選出に関する事項を所掌する。

（組 織）

第3条 選考委員会の委員は、会則第11条による会長、代表副会長、副会長、理事（町内副会長、総務部会長、会計部会長に限る。）により構成する。

2 選考委員会に委員長を1名置く。

3 委員長は、委員の互選により選出する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長事故あるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

（会 議）

第4条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選考委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、選考過程、選出結果を総代会に報告し承認を得る。

（任 期）

第5条 委員の任期は、選考委員会発足日から会則第11条第1項及び第2項の役員が会則第13条第1項により総代会において承認されたときまでとする。

（その他）

第6条 この細則に定めるもののほか、選考委員会の運営その他必要な事項は、選考委員会において協議し決定する。

附 則

この細則は、平成 年 月 日から施行する。